

## 1 趣旨

令和5年3月末に閉校となった小学校の体育館を体育施設とするため、所要の改正を行おうとするもの（施行日：令和6年4月1日）

## 2 施設概要

- ①旧施設名 北上市立黒岩小学校（体育館）
- ②建築年月日 平成3年（1991年）
- ③構造等 鉄骨造 延床面積 856㎡
- ④競技可能スペース（面積616㎡）
  - ・バスケットボール 1面
  - ・バレーボール 1面
  - ・バドミントン 3面



## 3 経緯

令和5年6月に黒岩自治振興会から体育館及びグラウンドを公の施設として残してほしい旨の要望書の提出があった。

それを受け検討を進めた結果、①施設は良好な状態が保たれており、有効活用が可能な状態となっていること、②東部地区4校が閉校した後の東桜小・東陵中体育館の学校開放利用者が増加傾向で、東部地区における体育施設の需要が高まっていることから、旧黒岩小体育館を体育施設として活用するもの。

## 3 改正内容

- ①設置後の施設の名称を「北上市民黒岩スポーツ交流館」とする。
- ②施設の位置を北上市黒岩7地割47番地1に定める。
- ③使用期間及び使用時間を次のとおり定める。

使用期間	使用時間
年間	午前9時から午後9時まで

- ④休館日を次のとおり定める。

### 休館日

月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）及び12月28日から翌年の1月4日までの日

- ⑤使用料を次のとおり定める。

単位	区分	使用料
1時間までごとに	高校生以下	170
	一般	570

※③～⑤は、他の体育施設（体育館）と同じに設定

- ⑥施設の管理方法は直営とする。（令和6年度のみとし、令和7年度からは指定管理者による管理を予定）

## 4 今後のスケジュール

令和5年11月 11月通常会議に提案【条例審査】  
令和6年4月 条例施行・供用開始